

岩手県告示第32号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年1月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立視聴覚障がい者情報センター
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
 - (1) 住所 東京都港区芝浦三丁目4番1号
 - (2) 名称 株式会社NTTファシリティーズ・株式会社盛岡博報堂・株式会社図書館流通センター・鹿島建物総合管理株式会社・社団法人岩手県ビルメンテナンス協会・岩手県ビル管理事業協同組合グループ
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで